

## 今後のニホンザルの保護及び管理に関する検討方針について

## 1. これまでの取り組み、動き

## (1) ニホンザルの保護及び管理に関する検討会におけるこれまでの取り組み状況

2012（平成 24）年度のニホンザルの保護及び管理に関する検討会において、ニホンザルの保護管理に関する重要課題と対応の方向性についてとりまとめた。これに基づき、ニホンザルの保護・管理に関するレポート作成、ガイドラインの改訂及び検討を行ってきた。

表 1 ニホンザルの保護・管理に関するレポート等のテーマ

年度	テーマ
2012（平成 24）	ニホンザル保護管理の現状と主要な課題
2013（平成 25）	計画的な保護管理の必要性、現況把握のための調査方法
2014（平成 26）	体制の整備と人材の育成
2015（平成 27）	計画的な保護管理の普及と推進 （レポート作成ではなくガイドラインの改訂）

## (2) 環境省主催の特定計画に関する研修会

2014（平成 26）～2015（平成 27）年度の都道府県担当者等を対象とした研修会では、ニホンザルの保護・管理に関するレポートでとりまとめた内容やガイドラインの基本的な考え方を主なテーマとして研修を実施した。

## (3) ニホンザル被害対策強化の考え方

2014（平成 26）年 4 月に環境省と農林水産省が発表した「ニホンザル被害対策強化の考え方」では、「加害群の状況に応じて全頭捕獲や加害群れの個体数削減などの捕獲を進め、追い上げや侵入防止等の対策を並行して実施し、10 年後（平成 35 年度）までに加害群の数を半減させることを目指す」ことが目標とされている。これは単純に捕獲による加害群数の削減だけを目指すものではない。加害の程度は群れによって異なる（季節的・限定的に被害を与える群れから恒常的に被害を与える群れまで様々であるということ）ため、群れの加害レベルを評価した上で、目標を明確にした計画的な捕獲と、効果的な被害防除対策を組み合わせることで実施することにより、加害レベルを下げることも含まれている。

## 2. ニホンザルの保護及び管理に関する検討会における今後の検討の方向性

昨年度、ガイドラインの改訂作業を始めて以降、新たに 3 県で特定計画が策定され、また、今後、特定計画が策定される予定の県があるとの情報もあることから、最近、策定された特定計画について、策定までの経緯や計画の内容、実施体制などについて情報を収集、

整理し、更なる特定計画策定推進に向けた検討を行う。

また、ガイドラインの改定作業の中で検討課題とされた保全の単位の基準について、明確な基準の作成に向けて、情報の収集、整理を行う。

さらに、ニホンザル被害対策強化の考え方に関し、今後、加害群数の把握に向けての検討が求められるとともに、2017（平成 29）年度から第 12 次鳥獣保護管理事業計画が開始することから、2017（平成 29）年度には第 11 次鳥獣保護管理事業計画の第二種特定鳥獣管理計画に関する実施状況に関する評価レビューを行う。また第 12 次鳥獣保護管理事業計画の第二種特定鳥獣管理計画に、改訂したガイドラインの趣旨が理解され、反映されているかといった視点で整理し、課題などを抽出し、今後推進すべき施策等に関する検討を行う。